令和８年度第１回文化財保護審議会　議事録

日時：令和８年８月６日（木）11 時 00 分～11 時 35 分、15:20～16:00
会場：ホテル信濃路　２階　穂高
出席委員：（対面出席）佐々木会長、市澤委員、岩佐委員、上野委員、櫻井委員、杉森委員、高橋委員、原委員、梅干野委員、巻山委員、山田委員、山本聡美委員、山本志乃委員（オンライン出席）泉山委員、井田委員

（１）開会

〇事務局（赤津文化財係長）

それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和８年度第１回長野県文化財保護審議会を開会いたします。私は進行を勤めさせていただきます、県民文化部文化振興課文化財係長の赤津と申します。よろしくお願いいたします。以後着座にて失礼いたします。

それでは、開会に当たりまして、長野県 県民文化部長の小池　広益よりご挨拶申し上げます。

〇小池県民文化部長

皆様改めましておはようございます。県民文化部長の小池広益と申します。

本日は令和８年度の第 1 回長野県文化財保護審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

委員の皆様方には日頃から文化財行政そして特に指定候補物件の現地調査等におきましてご尽力いただき、またご助言、ご指導を賜っておりますことに、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。

今年度は長野県 150 周年でございます。明治９年に当時の筑摩県と長野県が一緒になって今の長野県という形が出来上がりました。

この記念事業として地域の文化をしっかり認識して、将来に繋げていくという観点で、様々な企画・イベントなどをしているところであります。

私は先日、県立歴史館で見学してまいりましたけれども、やはりこの文化財の指定、そして保護・活用というのはこの 150 周年記念事業にとどまらず、長野県のアイデンティティを将来に繋げていく重要なことであると感じてきたところであります。

本日は１件の諮問、そして各部会にわかれまして、それぞれのご審議に含めまして、１日がかりの長丁場の審議となりますけれども、様々な観点でのご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりまして簡単ではございますが、挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（赤津文化財係長）

それでは本日の委員の皆様のご出席の状況について申し上げます。審議会委員 15 名全員の委員の皆様に御出席をいただいております。委員の過半数のご出席をいただいておりますので、長野県文化財保護条例第 42 条第２項の規定によりまして、本会が成立することをご報告申し上げます。

続きまして、資料のご確認でございます。本日の資料でありますが、事前にメールで送らせていただいております、「審議会資料」、「部会資料」が基本になります。紙でお手元に２冊、ホチキス留めしているものがございます。それとですね、今回諮問予定案件１件ございますけれども、そちらの諮問案件の資料の差し替えがございまして、そちらもあわせて机の上に配らせていただいております。また、諮問書の写しも配らせていただいております。

よろしくお願いいたします。

それでは資料の説明を簡単にさせていただきます。審議会資料と書いてございます資料をお出しいただければと思います。

それでは、「審議会資料」の１ページをご覧ください。「次第・全体日程」でございます。記載のとおりでございます。

続きまして２ページをご覧ください。委員の皆様の名簿でございます。

続きまして、文化財の指定状況等につきましてご説明いたします。資料３ページをご覧ください。

３ページでございますが、７月９日時点の県内の国・県指定等文化財件数の一覧になります。件数は、国指定等が 1007 件、県指定等が 492 件、総計で、1499 件となりまして、前回の審議会から 16 件の増加となっております。

続きまして４ページでございます。４ページは、令和７年度の国・県の指定等の状況でございます。１の国指定等につきましては、前回の文化財保護審議会でご説明した状況に加えまして、２月に願氣神社本殿など５件が登録有形文化財に登録されております。また、３月に登録有形民俗文化財といたしまして、松山犁の製作用具及び製品が登録され、選択無形民俗文化財といたしまして、木曽のお六櫛制作技術が選択されております。

２の県指定等につきましては、前回と同じでございます。なお、昨年度の第２回文化財保護審議会で指定することが適当である旨ご答申をいただきました、中手田遺跡出土品につきましては、年度が変わりまして本年度４月 23 日の指定となっておりまして、この表には記載されておりません。

続きまして５ページをご覧ください。令和６年度の国・県の指定等の状況でございます。説明は割愛させていただきます。

６ページから 13 ページは長野県文化財保護条例、14 ページから 17 ページは県宝等の指定基準を載せております。

以上、指定状況等などについて簡単にご説明いたしました。

それでは議事に移らせていただきます。会議の議長につきましては、文化財保護条例の規

定によりまして、佐々木会長にお願いいたします。

〇佐々木会長

皆様、暑い中をお集まりいただき、どうもありがとうございました。先日、もう９日前になりますが、熊本で２回目の地震があり、本当にびっくりしました。やはり専門分野の被害についてすぐ見てしまうのですけど、私の専門は名勝でして、まず初めに八代市の松浜軒が気になりました。江戸時代に八代城主が造ったお茶屋なのですが、もう見事に建物が潰れていました。庭の方はどうかと思いましたが、やはり建物が潰れるインパクトの方が大きいのか、全くテレビでは庭は映さなかったのです。おそらく石造物は全部倒れ、池の護岸の石も池の中に落ちたかと思います。それぐらい大きな地震で、文化財にも様々な影響を与えたのだと思います。熊本城ではさらに 60 ヶ所、石垣が崩れたとニュースでアナウンスしておりました。これも大変なことでして、以前の 10 年前の地震の後、1 年くらい経ってから熊本城に入れていただいて、修復の状況を見せていただいたのですけど、石垣が落ちた場所を全部ナンバーリングして、しかも落ちた場所ごとに石を全部分けておき、さらに、崩落前の石垣の測量図に番号をつけて、その石はどれなのか、石の方にも一つ一つ番号をつけ、その状態にして修復の準備を進めていると説明していただきました。それが、さらに崩落したのかと思うと、もう大変です。そして、後に石垣の先生にお聞きしたのですが、石垣内部の石のかつての位置がわからないので、100%正確に石垣を積みなおすことはできない、だから極めて難しい作業になるのだと説明していただいて、熊本城は本当に大変だなと思った次第です。訪れた時に、いつ頃石垣の修復作業が終わる予定なのかと熊本市は考えているのですかと案内していただいた方に聞くと、おそらく私が定年の時ですと言っていました。説明してくれた市の職員は勤め始めて間もなかったので、おそらく 35 年後あるいはもっとかかるのでしょう。それがまた起こったのかと思うと本当びっくりいたしました。やはりこのような災害を考えると修理や修復のための資料をしっかりと作ってもらわないと、万が一の時に修復できなくなるということも本当に実感いたしました。さらに、特に建築物などがそうですけれど、これぐらいの地震がきても倒れない、崩れない、耐震化が進んでる、そういった対策が本当に重要なのだと思います。さらに問題は未指定の文化財でして、指定文化財は、国や県あるいは市町村の方からいろいろお尋ねできるのですけど、未指定の場合は、全くそういったことがない。落ち着いてからでしか調査の手が回らない。ですので、本当に、委員の先生方には未指定文化財で重要なものを次々と挙げて指定を進めてほしい、そのように、思います。今日も１日よろしくお願いいたします。

それでは着座にて失礼いたします。これから、議長を務めさせて頂きます。はじめに、本日の議事録署名人を指名いたします。上野委員、原委員、よろしいでしょうか。本日の会議の後で議事録をいただけると思いますので、確認と署名をお願いいたします。

次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音について、事前に皆様にお諮りしたうえで認めてきたところです。

また、県の指針により審議会は原則公開でございますが、次第の２の部会審議につきましては、審議会での審議に諮る段階にない未指定の文化財の価値についても審議の対象となりますので、公正かつ円滑な審議のために、非公開にしたいと思いますが、ご異議ございますでしょうか。よろしいですね、部会は、今までのように非公開で行います。

【異議なし】

ご異議がありませんので、傍聴者による会議の撮影及び録音につきましてはこれを許可し、部会審議を非公開といたします。

（２）諮問

○佐々木会長

それでは本日諮問が予定されておりますので、事務局はお願いいたします。

○事務局（赤津文化財係長）

それでは、本日付けで知事から１件の文化財につきまして諮問を行います。小池部長、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

○小池県民文化部長

松本市のシガウスバハギの化石につきまして、長野県天然記念物に指定したいので、文化財保護条例の規定により、長野県文化財保護審議会の意見を求めます。

よろしくお願いいたします。

○事務局（赤津文化財係長）

ありがとうございました。お席にお戻りください。

○佐々木会長

それでは、諮問物件につきまして、事務局から説明してください。

○事務局（秋山文化振興課長）

先ほど会長にお渡しいたしました諮問書につきましては、事前に各委員さんのお手元に写しをお配りしてございます。概要をご説明申し上げます。

諮問の内容につきましては、先ほど部長からも申し上げましたけれども、シガウスバハギの化石でございます。

松本市四賀化石館に所在しておりまして、所有者は松本市でございます。

詳細については担当から申し上げます。

○事務局（小池文化財専門員）

担当の小池と申します。着座にて失礼いたします。

まず本件の資料、諮問概要書の資料に関しまして、全体の審議資料としてお渡ししているものに一部追加の資料がございましたので、本日机上配布していただいております諮問概要書のみのものをご確認いただければと思います。

当初お配りしている資料から、最後のページの化石の産出地点の地図というものが追加で載っているということで内容に関しては特段変更ございません。

では概要についてご説明させていただきます。まず名称、シガウスバハギの化石、所在地、長野県松本市七嵐 85-1、松本市四賀化石館でございます。所有者に関しては松本市となっております。年代に関しましては新生代の新第三紀中新世、点数は２点で、法量に関しては、最大長 18.5 センチで最大幅 10.7 センチの物件であります。

概況および特色でございますが、シガウスバハギの化石は、平成 24 年に松本市四賀地区反町の保福寺川で中新世中期、約 1300 万年前の別所層の泥岩から発見されたものです。化石本体を包含する岩石とその対になった岩石の２個からなる。化石の失われた部位はあるものの、21 個の脊椎，第１背鰭棘、第２背鰭棘，臀鰭および尾鰭等が明瞭に観察できる保存良好な標本でございます。本化石はカワハギ科に属する魚類化石でございます。第１背鰭，総脊椎骨数および鱗等の特徴からウスバハギ属の新種であると同定され、国際学術誌 Zootaxa 上でシガウスバハギと命名されました。

一般に魚の骨格は脆く死後それぞれの骨が分離しやすいことから、体の半分以上が残る保存良好な魚化石の産出は非常に珍しいものでございます。そのため種レベルの同定が可能な本標本は、魚類の分類学を含む古生物分野においても貴重でございます。同化石はアジア地域で発見された唯一のカワハギ科化石であり、学術上極めて高い価値を有しています。平成 24 年の発見以来、現在まで新たなカワハギ科の化石はアジアから報告がないことからも、本化石の産出は非常に珍しく同標本が希少であることを示しているものです。

体の大部分が保存されたカワハギ科化石はイタリアとギリシャの後期鮮新世、310～250 万年前の地層から発見されておりますが、本化石はこれらより約 1000 万年古い標本でございます。またウスバハギ属の化石は本標本が発見された別所層と同じ地質時代、中期中新世に相当する北米の地層から報告がありますけれども、本標本は世界で発見されている化石と比べて最古に迫る化石であると考えられる。

カワハギ科の魚類は、現在世界中の熱帯から温帯の浅海域に多数生息してございます。現生標本との比較から、同種は熱帯域に生息するソウシハギに極めて近い種と考えられております。また、近縁種の化石産出記録とあわせると、中期中新世にはすでにウスバハギ属が太平洋や大西洋に広く分布していた可能性が示唆され、カワハギ科の生物群集の進化過程を明らかにする貴重な資料となる。

松本市四賀地域一帯からは、反町のマッコウクジラ全身骨格化石、穴沢のクジラ化石、シナノトド化石、こちらいずれも長野県天然記念物に指定されている物件でございますけれども、こちらあわせまして約 1300 万年前の当時の海に生息していた生物の化石が産出する地

域でございます。本標本のカワハギ科の化石も当時の海洋生物群集の一つであり、過去の長野県中央部に広がっていた海洋の生態系を読み解く貴重な標本の一つであります。

なお、本化石に関しては、平成 26 年に松本市四賀化石館へ寄贈され、現在も当館で保管・常時展示されております。

諮問理由といたしましては、アジアで初となるカワハギ科の化石であり、カワハギ科の進化や地理的分布、中新世中期の信州の海洋環境を考える上で、大変貴重な資料である。体の半分以上が良好に残る魚化石の産出は非常に珍しく、種レベルの同定が可能な本標本は、世界の古生物学分野や魚類の分類学において貴重である、という理由でございます。

指定基準に関しましては、第８　長野県天然記念物の指定基準　（３）地質鉱物　カ　標本となります。

参考情報といたしましては、令和３年 12 月 27 日に本物件に関しては松本市特別天然記念物に指定されております。

また、今年度５月 28 日、山田委員の調査を実施済みでございます。

参考文献に関しましては記載の通りでございます。

また載せております写真に関しては、諮問の物件の今の展示状況、それから松本四賀化石館の外観、館内の展示の様子ですね。

あと今回追加いたしました産出地の地点の論文から引用した産出地点の地図を掲載してございます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

〇佐々木会長

長野県天然記念物の指定として、シガウスバハギの化石が諮問されました。ただいま説明がありました県天然記念物指定の案件につきまして、質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。この件に関しまして何かご意見ご質問ございますか。

はい、では岩佐委員お願いします。

〇岩佐委員

法量のところなんですが、最大長 18.5 センチ、最大幅 10.7 センチとあるのですが、この写真を見ると、長さと幅の見た目の比率が提示されている数値の比率と違うような気もしたのですが、いかがでしょうか？

〇小池文化財専門員

はい、ありがとうございます。すいません、現地確認いたしまして、ちょっと実測まではできませんでしたので、ちょっとそこの部分しっかりと確認をして、答申の際には正しい数字で行いたいと思いますけど、一応こちらの数字で松本市の方も指定されているものでございます。

〇佐々木会長
　よろしいでしょうか？これから再確認するということでお願いいたします。
　３ページの写真は左右対称なんですか。

〇小池文化財専門員
　そうですね、割れた化石の片割れといいますか、パカッと割れた写真でございますね。

〇佐々木会長
　ありがとうございました。もう一度再確認お願いいたします。他にご意見なりご質問はございますでしょうか。よろしかったらこれで諮問としたいと思います。
　はい。上野先生お願いします。

〇上野委員
　指定することには全く異論ありません。
　諮問理由の３番目のところですが、ちょっと文章がいかがなものかと思います。今は体半分以上が残る保存良好、そういうふうに書いてありますが、保存はいらないと思います。

〇小池文化財専門員
　はい、すいません、誤植があって大変失礼いたしました。

〇上野委員
　それよりはここで保存を使うのかどうかということです。むしろ体半分以上が良好に残る魚の化石という方がスムーズかと思います。この段階で保存というのが少し微妙だと思って、むしろ体の半分以上が良好に残る魚の化石の産出は非常に珍しいという方がスムーズな感じがしました。いかがでしょうか？

〇小池文化財専門員
　ありがとうございます。こちらに関しては、修正したいと思います。ありがとうございます。

〇佐々木会長
　また部会で検討をお願いいたします。
　他よろしいでしょうか？それではここで審議会を一旦中断し、部会別審議に移ります。事務局から場所の説明お願いいたします。

○事務局（赤津文化財係長）

それでは、ここで、審議会を一旦中断いたしまして、各部会に分かれて審議をお願いいたします。各部会別の審議はこの会場で行います。イスとテーブルを部会別審議の形にいたしますので、後ろにお席用意しておりますので、そちらの方で少し休んでいただいて、その間に、職員の方でセッティングをさせていただきます。配置終わりましたら各担当がお呼びいたしますので、しばし、後ろの席で休憩いただければと思います。

お昼ご飯につきましては、お弁当をご注文いただいております委員、また食事をご持参されている委員の皆様におかれましては、同じ２階の戸隠というお部屋で食べていただくことになっております。お時間になったら職員がご案内いたしますので、ご承知おきいただければと思います。

傍聴の方におかれましては、部会審議以降、非公開になりますので、午後３時 20 分の審議会の再開までお待ちいただきますようお願いいたします。

それでは委員の皆様、ご移動をお願いいたします。

（３）審議

○佐々木会長

時間になりました。それでは、審議会を再開いたします。初めに、前回の審議会で諮問されている案件につきまして審議いたします。議第１号の「長野県知事公舎（旧長野県知事官舎主屋)」につきまして、ご審議をお願いいたします。この案件につきまして、担当の梅干野委員からご説明をお願いいたします。

○梅干野委員

梅干野でございます。対象の物件につきまして、調査票に基づきながらご説明いたします。24 ページ以降の調査表をご覧ください。

まず対象ですけれども、種別としては、建造物。そして名称、員数につきましては、この時点では旧長野県知事公舎（旧長野県知事官舎）和館・洋館、建造物１棟としておりましたけれども、先ほど上野部会長の方からもご説明があった通り、部会の中で、検討いたしまして、この名称につきましては変更させていただきたいと考えております。

ここに書かれている名称ですけれども、全体に書かれているのが、現在名称、括弧内に書かれているのが旧名称ということになります。

現在名称ですけれども、ここにも旧名称がついておりますし、「旧」ということで少しわかりにくさがあるというところがあり、かつ建てられた当初は長野県知事官舎と呼ばれていたことを尊重して、名称につきましては括弧内の表記のみ、旧長野県知事官舎和館・洋館とさせていただければと思います。この後の説明も、この旧長野県知事官舎ということで説明させていただきたいと思います。

３番目、所在地ですけれども、上水内郡小川村大字高府 9307 番地でございます。所有者の住所は、上水内郡小川村大字高府 8800－８。所有者の名称は小川村でございます。管理者の住所及び名称、同上でございます。現状、まず沿革でございますけれども、旧長野県知事官舎は、大正 10 年に建設されたもので、当時、県庁に程近い県町に 700 坪の屋敷があり、この屋敷中央に北向きで建っていたものでございます。

平成 15 年に、老朽化に伴い、和館・洋館からなる主体部の一部、その一部というのは主に公邸部分ということになりますが、６期にわたって県知事を務めた西沢権一郎の出身地の小川村へ譲渡、移築され、平成 16 年に竣工し、平成 17 年から公開・活用されておりました。現在は小川村郷土歴史館ふるさとらんど小川として活用されているところでございます。平成 18 年には小川村の有形文化財に指定されました。

構造形式でございますが、この建物自体は、和館と洋館からなるというところで、和館は木造平屋建、桟瓦葺。洋館は木造二階建、鉄板葺。建築面積は 216.5 ㎡でございます。

建築年代ですけれども、大正 10 年３月 28 日に竣工しておりまして、さきほど申し上げた小川村への移築の竣工が、平成 16 年８月でございます。

４番目の建物の特色ですけれども、旧長野県知事官舎和館・洋館は、和館と洋館を並列的に配置した建築でして、建築史学では、こうした形式の住宅を和洋館並列型住宅と呼んでおります。和館と洋館をあわせ持つこの形式は、明治期以降の華族や高官、実業家などの邸宅において広く採用されたものでございまして、日本の近代化にともなう生活様式の変化を象徴するものとして、近代住宅史上重要な位置を占めるものでございます。

現存する建物は、知事官舎としてつくられた二代目の建築でございます。初代の知事官舎は、警部長官舎の建設とあわせて、明治 22 年には計画が始まりまして、翌 23 年に竣工しております。この時に建設された建築も、和館と洋館を並べた和洋館並列型住宅の形式でございました。この建設は日本土木会社、今の大成建設の前身でございますが、その請負によって進められ、最先端の建築技術が、こういったきっかけを通じて、長野県にも導入されたことがわかります。明治 22 年に長野県の県会議事堂も再建されておりますが、これもまた日本土木会社が請け負っておりますので、この県会議事堂の建設、これを背景として日本土木会社が知事官舎の建設にも関わったと推測されるわけでございます。

明治 41 年の県庁舎の焼失をうけて、大正２年、現在地に県庁舎が完成しています。その後、二代目の知事官舎の建設が始まり、これが今回の指定候補案件でございます。工事は大正８年に始まり、大正 10 年３月の竣工まで工事が進められております。資料を色々読み解きますと、大正 10 年３月 28 日、この日が最終的な竣工と判断できると考えております。

設計は長野県内務部土木課、県の内部に設けられていた営繕課によって行われ、技手の川邊幾太郎を中心に進められたことがわかっております。川邊は、技師を補助する工手の養成を目的として明治 21 年に創設された工手学校、今の工学院大学でございますが、その建築科を明治 34 年に卒業しており、都道府県の営繕組織を支えた建築技術者の典型的な経歴を持っています。工手学校の卒業後、明治 35 年から長野県に勤務し、建築技手として活躍し

ています。大正２年の県庁舎の建設にも関わっており、また、大正６年につくられた旧上高井郡役所庁舎、これは、現存する県内唯一の郡役所庁舎でございますが、それにも関わっております。この時期の県施設の建設に大きく貢献した建築技術者の一人として、重要な人物でございます。

この時に完成した建物の姿は、県立歴史館に所蔵されている行政文書の中の「知事公舎」という資料の中に所収されている設計図から知ることができます。屋敷の北面に門を構えて、屋敷中央に主体部を北向きに配置した様子が資料から読み取ることができます。主体は、和館と洋館を並べた和洋館並列型住宅の形式をとり、正面から見て左に洋館を、右に和館を配して、公邸部分と私邸部分を構成しておりました。公邸部分に関しては、洋館と和館からなり、車寄せからこの双方に入ることができる特徴的な構成をとっております。公邸部分の和館に続いて奥に私邸部分が設けられており、これには土蔵も接続していたようです。

平成 15 年、16 年に移築が行われましたが、このときの移築は、主体の一部、特にその公邸部分にとどまったものの、工事では文化財修理の手法に基づいて復原整備がなされて、とくに和館・洋館からなる公邸部分の構成や建築的特徴が良好に継承されております。

洋館は木造二階建で、妻面を正面に向けておりまして、屋根を切妻造の鉄板葺とし、外壁をモルタル塗りとしています。急勾配の切妻屋根を架け、張り出した妻面上部にハーフティンバー風の装飾を施し、ドーマー窓や煙突を設けるなど、英国風住宅の意匠を強く採り入れております。外観は縦長の窓を並べて、背面には一階、二階ともベランダを設けております。内部は、一階に玄関とロビー、これに面して「査定室」とも称された応接室を配しており、二階に応接室と物置を配しております。各部屋とも大壁造、白漆喰塗り仕上げで風格を備えます。

一方、その右に設けている和館は規模を抑えて木造平屋建としておりまして、屋根を入母屋造の桟瓦葺とし、外壁を真壁造の白漆喰塗り仕上げとしております。柱の上部に舟肘木、柱間に連子窓を設けるなど、伝統的な意匠で外観を端正にまとめております。内部は、二つの玄関によって格式を区分しており、敷台を設けた玄関の先には、二間続きの和室を設けております。この和室は意匠的にも非常に優れており、近代和風住宅として高い完成度を備えております。

旧長野県知事官舎和館・洋館は、和洋館並列型住宅の特徴を良好に保っており、長野県における地方高官官舎の遺構として高い典型性を示しているものでございます。とりわけ知事官舎としてつくられた存在は、これに唯一性を加えるものではないかと考えております。玄関や階段、応接室は、後の時代に改変されてるわけですけれども、こうした時代に応じた改変もまた歴史を物語るものでございます。また、和洋館並列型住宅に関する研究成果によれば、戦前までにつくられた和洋館並列型住宅の地方高官官舎のうち、和館と洋館が揃って現存しているものは全国で９例と少なく、全国的にも貴重な存在であることを指摘できると考えております。

なお、資料のことを書かせていただいておりますけれども、既に長野県宝として指定され

ている県立歴史館の行政文書の中にある資料のうち、特に設計図の類に関しては、今後の修理等に備える上でも非常に重要なものとしてあげることができると考えております。今回のこの県知事官舎に関わる資料の一覧をこちらに示しております。

７番目として、指定理由及び根拠ですが、指定基準の第１長野県宝の指定基準、建造物のうち、（イ）技術的に優秀なもの（ウ）歴史上重要なものに該当すると考えております。

最後、指定理由ですが、旧長野県知事官舎和館・洋館は、大正 10 年に建設された知事官舎の遺構であり、明治期以降の邸宅に広く採用された和洋館並列型住宅の特徴を良好に伝えている。歴代知事の官舎として長野県における近代行政の歩みを象徴するとともに、長野県内務部土木課の建築技術者によって設計された建築として、県営繕組織の展開を具体的に示している。また、和洋館並列型の地方高官官舎の現存例は全国的にも少なく、その実態を伝える数少ない遺構の一つとして、高い建築史的価値を有している。

調査者及び調査日等は以下のとおりです。説明は以上でございます。

○佐々木会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、質疑などございましたら発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

私から聞きたいことがあるのですが、洋館は建築された当時のままなのでしょうか？

○梅干野委員

そのように考えております。移築の段階で、おそらくそういった検証がなされたかと思います。

○佐々木会長

ありがとうございました。はい、市澤さん、お願いします。

○市澤委員

的が外れてるかもしれませんけれども、指定理由の３行目のところにある「歴代知事の官舎として長野県における近代行政の歩みを象徴する」というのは、この建物などから、どの辺にそのことが見えてくるのか。少し私は違和感を覚えましたが、いかがでしょうか？

○梅干野委員

近代以降、知事を頂点とする行政組織が出来上がってまいります。その歴代知事の住まいであり、また、公務も執り行われた施設でもありますので、その点において近代行政の歩みを象徴すると考えています。

○市澤委員

とすれば、「近代行政の歩み」と一言で片付けるのではなくて、今のような具体的な部分を、もう少し入れた方がわかりやすいし、指定の価値の本質が見えてくる気がしますので、ご検討いただければと思います。

○梅干野委員
ありがとうございます。

○佐々木会長
ありがとうございました。他にご意見、ご質問はございませんでしょうか？よろしいでしょうか？
それでは、今のところ、市澤委員のご意見はどうしましょうか？

○梅干野委員
最終的にこの調査票は、先ほどの部会での議論を含めて、見直しをさせていただきますので、その中に反映をさせていただければと思います。

○佐々木会長
わかりました。わかりやすい方がいいので、是非、誰が読んでもわかるような表現にしていただきたいと思います。

○梅干野委員
どうもありがとうございます。

○佐々木会長
他にご質問、ご意見はよろしいでしょうか？
【発言なし】
それでは、本案件につきまして、長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思います。これにご異議ございませんか。
【異議なし】
ありがとうございます。それでは、「旧長野県知事官舎和館・洋館」につきまして、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。

続きまして、議第２号の「牛伏寺四尊像」につきまして、ご審議をお願いいたします。この案件につきまして、担当の山本聡美委員からご説明をお願いいたします。

○山本聡美委員

では説明をさせていただきます。調査票の 47 ページ以降をご覧ください。こちらは先ほど部会で様々修正すべき点等ご意見をいただきましたので、その点も説明を加えながら、ただし基本的には、こちらにございます文章を読む形で進めさせていただきたいと思います。では始めます。

まず、１種別、絵画及び彫刻。２名称、四尊像。３員数、１幅、大きさが縦 51.2 ㎝横 36.2 ㎝となっております。４所在地、松本市内田 2573。５所有者の氏名又は名称、金峯山牛伏寺。６管理者の氏名又は名称、同上。７概要と特徴、しばし詳しく述べます。（１）概要、牛伏寺四尊像は掛幅装の仏画で、絹本着色、大きさは 51.2×36.2 ㎝である。密教の諸尊を田の字型に配置し、各尊格は、向かって右上から時計回りに、孔雀明王像、愛染明王像、不動明王像、尊勝仏頂像と判断できる。このような四尊の組み合わせは他に類例がなく、加えて、絵絹に断裂やずれも確認されることから、本作は当初からこの構図で描かれたものではなく、何らかの原図から部分が転用され、四尊像として再構成されたものである可能性が高い。こちら、参考文献の①と②をご覧ください。ただし、各尊の表現技法には統一感があり、原図も一幅、あるいは一具の仏画であったと思われる。なお、平成 28 年度（2016 年度）に行われた本作の修理時に、孔雀明王が騎乗する孔雀の脚部から愛染明王にかけての絹が繋がっていることが確認されており（こちら参考文献③にございます)、令和８年（2026 年）６月 12 日に、長野県指定文化財調査担当者としての私が実施した調査においてもこの点を再確認いたしました。ただし、今後、顕微鏡写真の撮影など、もう少し詳しい部分の精査をした上で、確実に繋がっているということが言えようかと思いますので、現時点では修理報告書および私が肉眼で目視確認した範囲で繋がっているのではないかと判断しております。この点は、非常に重要でして、少なくともこの４尊のうち、画面右上から右下にかけての２尊が原図においても現状と同じ配置であった可能性が高いということを示します。さらに、画中に他の尊格（大日金輪である可能性が高い）の一部と思われる絹片が貼り込まれており、原図には少なくとも五尊が描かれていたことが推定できます。

以上が現状です。これを踏まえてこれまでの研究状況について述べます。本作は『牛伏寺誌』（平成 25 年 12 月刊行）作成を目的として、平成 21 年（2009 年）９月に発足した同誌刊行会による基礎調査を通じて見出されました。ごく最近発見された新出の仏画であるということです。この基礎調査に際して絵画作品を担当した佐伯英里子氏によって、作品紹介・原図復元案・伝来に関する詳細な報告がなされています。こちらが参考文献の①と②になります。佐伯氏は、現状の四尊に大日金輪を加えた五尊構成の可能性を検討し、大日金輪を中尊とする案と孔雀明王を中尊とする二種の復元案を提示しておられます。先述したように、その後、平成 28 年に実施された修復によって孔雀明王と愛染明王の絵絹がつながっていることが確認され、両尊がもともと上下に配置されていた可能性が示唆されたことを考慮するならば、佐伯氏が示す復元案のうち、大日を中尊として、その周囲に右上から時計回りに孔雀明王・愛染明王・不動明王・尊勝仏頂の四尊が配置される構図が最も合理的な案となります。ただし、各種の別尊曼荼羅や諸尊集会図など、さらに多数の尊格を配置する仏画の一部であ

った可能性も完全に否定されるものではなく、原図の復元に関しては今後の学術的な課題となります。

以上の研究状況を踏まえまして、調査によって得られた所見を以下（３）様式および図像の特徴として述べます。全体に、絹の劣化、絵具の剥落や褪色によって印象を損ねているものの、儀軌に基づく正確な尊容の理解と高い作画技術で丁寧に作画された優品である。制作年代については、四尊に共通する大らかな像容、引き締まった線描表現、金銀泥を巧みに配した洗練された装飾感覚から、平安時代の仏画の雰囲気が看取されます。ただし、色彩面において 12 世紀仏画の特徴である中間色を含む色数の多さはさほど際立っておらず、やや降って、鎌倉時代初頭、世紀で言うと 13 世紀初頭の作と推定できます。細部については、図を載せておりますので適宜ご参照ください。画面右上の孔雀明王は、サンスクリット語でマハーマーユーリーといいます。毒蛇を食べる孔雀を神格化した尊格で、病気平癒、息災延命などの本尊とされます。四尊の中では最も良い状態で残っております。像容は小ぶりであるものの、ゆったりとしてふくよかに表され、ふっくらとした顔の輪郭線や愛らしい表情に平安時代の遺風を伝えています。また截金や線描も謹直で乱れがなく、彩色面においてもきめ細やかな装飾感覚を示しています。特に銀泥の多用が注目されます。条帛や裳には、銀泥による襷紋（この「紋」と言う字を全て糸偏のない「文」、文章の「文」に変えるべきだという御指摘いただきましたので、以下全てこちらのように修正させていただきたいと思います)、菊花紋、丸紋、格子紋、唐草紋などが認められます。このような銀泥の使用は、12 世紀後半の仏画に特徴的に表れる要素であるため、本作の制作年代を 13 世紀初頭という鎌倉時代においても比較的早い時期に遡らせて考える指標としては、このあたりを根拠としたいと考えております。

画面右下の愛染明王は、サンスクリット語でラーガラージャと言います。人間の浄化された愛欲を尊格化した明王で、愛欲貪染を浄菩提心に至らしめる理を悟らせるという尊格です。あらゆる願望にこたえるオールマイティーの明王と言われています。本図の愛染明王は、基本的には奈良国立博物館本など『別尊雑記』所載の「仁和寺円堂様」の図像と一致します。本像は、宝瓶以下が失われているものの、像容は堂々として線描もしっかりとしています。色彩も比較的よく残っており、金泥で表された怒髪など丁寧な仕上がりを示しています。また、瓔珞などの宝飾には孔雀明王と同様に銀泥を多用して、洗練された装飾感覚が発揮されています。

画面左下の不動明王は、サンスクリット語でアチャラナータと言います。揺るぎなき守護者を意味します。密教の根本尊である大日如来の化身、あるいはその内証（内心の決意）を表現した尊格とされます。不動明王の図像は、弘法大師空海が唐より密教を伝えた際に日本に持ち込まれたと言われています。不動明王信仰は、日本で最も人気のあった信仰の一つで、修験信仰とも密接な関係を持ち、庶民の間に深く浸透しました。本像の場合、頭と体が正面を向いているという相違、また頭上に蓮華を載せている点を除いて、基本的には両界曼荼羅様、つまり弘法大師様で描かれています。現在、褪色のため印象を損ねているものの、制作

当初は、剣や宝飾類に金銀泥を多用し、意匠性に富んだ迦楼羅炎を背負う華やかな姿であったことが想像されます。線描も謹直で崩れがなく、丁寧な仕上がりをみせています。

画面左上の一尊は、両手で蓮華上の金剛鉤を持し、蓮華座上に結跏趺坐する姿です。このような像容を表わす尊格に尊勝仏頂像があります。尊勝仏頂は、除障仏頂とも呼ばれ、一切の煩悩を取り除く諸仏頂中の最高最勝尊と位置付けられます。また、息災、増益、延命などを修する尊勝法の本尊である尊勝曼荼羅にも表わされことがあります。本像は四尊中で最も傷みが激しいのですが、孔雀明王と同様その顔はふくよかで愛らしく、古様な雰囲気をたたえております。ここにも平安時代の余韻を感じることができます。瓔珞や身衣の紋様などもきめ細やかに表現され、制作当初の優美な姿が偲ばれます。

続いて本作の伝来です。本作が牛伏寺に伝えられたのは、第 18 世住職の伊佐観瑞の代にあたります。明治 20 年から 30 年代のことで、京都の大覚寺から下賜されたことが本図の軸裏の銘文に記されています。このあと２行、この銘文の価値というものをやや先走って記述しておりますが、全体の記述として、ここは不要だということで２行を削除させていただきたいと思います。その代わり、銘文本文の転記をした方が、後に資料として役に立つであろうというご意見がございましたので、こちらに関しまして後日、銘文の全部を転記する形で修正を加えたいと思います。

続きまして、８指定基準及び理由です。（１）指定基準、第１、長野県宝の指定基準（1）絵画及び彫刻、ア各時代の遺品のうち、製作優秀なもの。指定理由として、こちらやや記述が錯綜しておりましたので、他の委員の先生方のご意見を受け、次の四つの要素に整理するということでこちらも以下の方針で文章を書きかえさせていただく予定です。口頭で申し上げますと、基本的な内容が変わるわけではないのですけれども、第一点として、年代について、13 世紀初頭ということで、しっかりと明記いたします。もとの文章では、やや曖昧な書き方をしておりますので、13 世紀初頭の作であるということを明記するという形で書き換えます。

第二点として、作域が非常に優れているということ、先ほど縷々述べましたように精緻な截金や線描というところで非常に作域優秀なものであるということをしっかりと記述をいたします。

第三点として、学術的価値を重視します。四尊像の構成が非常に珍しいものであり、かつ、これが伝来過程のいずれかの段階で改変がなされた状態ですので、元の形がどうであったのか、どのような意図で改変したのかというような点、今後の学術的に探究すべき課題が多いということで、わからないことが多いのですけれども、それ故今後の研究対象として非常に重要なものであるという形で位置づけさせていただきたいと思います。

第四点として、先ほど申し上げました伝来資料が伴っているということが重要です。近代以降、明治期の資料ではありますけれども、京都の大覚寺から下賜されたものであるという、つまりは制作地および江戸時代以前の伝来地がそれによってある程度推定できるという意味で、この伝来資料も学術的に貴重なものですので、以上の４点を整理した形で指定理由を

明確に書き直すということを先ほどの審議でご意見をいただきました。
　続きまして、９調査日及び調査者氏名は以下のとおりです。　10 参考文献、こちらも以下のとおりです。
　以上のとおりよろしくご審議ください。

〇佐々木会長
　説明ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、質問、疑問がございましたら発言をお願いします。指定理由をもっとまとめてわかりやすいように要点を書き換えるということなのですけどよろしいでしょうか？
　【発言なし】
　それでは、本案件につきまして、長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思います。これにご異議ございませんか。
　【異議なし】
　ありがとうございます。それでは、「四尊像」につきまして、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定します。事務局から答申書案を配布してください。
　【答申書案配布】
　ただ今配布されました答申書案につきまして何かご意見ございますか。
　【意見なし】
　それでは本案を答申書として決定します。事務局から他にございませんか。

〇事務局（赤津文化財係長）
　特にございません。

〇佐々木会長
　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆さまのご協力に対しまして、感謝申し上げます。進行を事務局にお返しいたします。

〇事務局（赤津文化財係長）
　それでは、先程、ご決定をいただきました長野県宝２件の答申につきまして、佐々木会長から答申書の交付をお願いいたします。

〇佐々木会長
　長野県知事様、長野県文化財保護審議会会長佐々木邦博。長野県宝の指定について（答申）。令和８年３月 24 日付け７文振第 1210 号で諮問されたこのことについて、下記のとおり長野県宝に指定することが適当である旨答申いたします。記、長野県宝に指定相当の文化財、１番目、旧長野県知事官舎和館・洋館。所在地、上水内郡小川村大字高府 9307。所有者、小川

村、住所　上水内郡小川村大字高府 8800－８。２番目です。名称、四尊像。所在地、松本市内田 2573。所有者の名称及び住所、牛伏寺、松本市内田 2573。

以上です。答申いたします。

【佐々木会長から小池県民文化部長に答申書交付】

○事務局（赤津文化財係長）

それでは、長野県県民文化部長の小池広益から、ご挨拶申し上げます。

○小池県民文化部長

本日は本審議会にご出席いただき、審議会そして部会で熱心に長時間にわたりご議論いただきまして誠にありがとうございました。

ただいま、県宝指定について、適当であるという答申をいただきました旧長野県知事官舎和館・洋館そして四尊像につきましては所定の手続きを進めてまいりたいと考えております。

私事ですけれども、実は知事官舎で知事査定をやった経験がありまして、30 代、本当に最初の頃ですけれども、今写真を拝見しますと、査定室という図面があって知事査定をやったなという思いがありまして非常に感慨深いことがございました。

余談はさておきですが、委員の皆様方には、今後とも本県の文化財行政の様々な課題につきましてご助言いただきますようお願い申し上げます。

結びになりますけれども委員の皆様方のますますのご健勝のご活躍を祈念いたしまして結びの挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。

○事務局（赤津文化財係長）

ありがとうございました。答申をいただきました文化財の指定までの流れでございますが、この後所定の手続きを経まして、告示を行い、手続きは完了となります。

本日は長時間にわたりありがとうございました。以上をもちまして、令和８年度第１回長野県文化財保護審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

議事録署名委員　上野　勝久

議事録署名委員　原　　明芳